

【R8年度】食品企業連携産地拡大推進事業 メニュー抜粋

1 産地化連携会議

(継続) 技術実証に向けた取組を支援（先進地視察・専門家派遣）

- 【対象品目】 食品・加工企業等と契約栽培をする加工・業務用農産物
- 【事業内容】 課題解決のために先進地視察に行く経費（振興局職員に係る旅費）・専門家招聘による技術指導等（報償費・旅費）
- 【要件】 専門家派遣は、**総合的技術確立支援**と一体的に実施

(新規) 加工・業務用野菜栽培における単収確保に向けた総合的技術確立支援

- 【対象品目】 たまねぎ、ばれいしょ、にんじん、だいこん、キャベツ、**ねぎ**(大分県農業総合戦略会議の食品企業等WG内で推進を決めた品目)
または園芸産地づくり計画で位置づけられた品目
- 【事業内容】 産地化を進める加工・業務用野菜における**単収確保並びに安定生産**に向けた総合的技術確立を図る。
要件1 安定生産・経営の安定化を図るため、目標単収を定め、その達成に向けた取組であること
要件2 迅速な技術確立を図るため、複数の技術実証を総合的かつ一体的に実施し、安定取引に繋がる取組であること
- 【事業主体】 県（振興局）
- 【予算】 **需用費、使用賃借料**

2 産地づくり支援対策

(継続) **園芸産地づくり計画**の計画達成に向け、契約栽培を行う生産者に対し、機械化体系の検証や生産確立の取組を支援【**同一品目・事業主体への支援期間最大3カ年**】

- 【対象品目】 食品・加工企業等と契約する加工・業務用農産物
- 【事業内容】 ○機械、施設のリース費用、デモ機等の運搬費用
○作柄安定に必要な経費（土壌分析、pH矯正、土壌消毒等）
○生産経費（種苗費、肥料費、農薬費等）
- 【要件】 ○**園芸産地づくり計画（加工・業務用）**に基づく取組であること
○契約初年度の栽培面積が0.3ha以上であること
○食品・加工企業との契約締結及び3年後3ha以上の拡大計画の策定
【事業主体】 認定農業者、農地所有適格法人、集落営農法人、生産者組織等
- 【補助率】 県1/2(上限：50千円/10a、**10ha**) ※2年目以降は拡大面積分のみ対象

○経費の試算（10aあたり）

	キャベツ	にんじん	たまねぎ
種苗費	30,400	24,300	31,300
肥料費	41,000	28,800	61,500
農薬費	60,000	5,700	45,000
計	131,400	58,800	137,800
補助金額（1/2、上限50千円）	50,000	29,400	50,000

※キャベツ、にんじんは令和7年経営管理指標参照
※たまねぎは振興局調べ

3 産地供給力強化対策

(拡充) 食品・加工企業の大規模なニーズ、大ロットの出荷形態に対応するため省力機械、搬出用の機械・器材等の整備を支援

【対象品目】 食品・加工企業等と契約栽培をする加工・業務用農産物

【事業内容】 加工・業務用原料の供給力強化に必要な農業機械（トラクター、収穫機、農業用ドローン）、搬出用機械（ホイールローダー、鉄コンテナ）など

【要件】 (共通) ○食品・加工企業と協定の締結（3年以上）

別添様式4「加工・業務産地育成プラン」要提出・審査

○**園芸産地づくり計画（加工・業務用）**に基づく取組

①右表の記載のとおり3年後に販売額増加又は面積拡大が見込まれること
（記載されていない品目は都度検討を行う）

②①のうちたまねぎ、**ねぎ**で、販売額概ね1,000万円以上の増加または概ね6ha以上の拡大
キャベツで、販売額概ね1,400万円以上の増加または概ね10ha以上の拡大

③10ha以上の拡大、ただし導入した農業機械等を利用し認定農業者等の作業受託または認定農業者等へのレンタルを行うこと

【事業主体】 ①、②認定農業者、農地所有適格法人、集落営農法人、生産者組織 等

③地域農業経営サポート機構、JA、全農、**(R8追加) 食品・加工企業** 等
（ただし機械レンタル用の導入は、JA、全農、**食品・加工企業**のみ）

【補助率】 ①県1/4(市1/4)または県1/5、②県1/3(市1/3)、③県1/3

品目名	要件
じゃがいも、たまねぎ、にんにく、かんしょ、かぼちゃ、 ねぎ	販売額概ね500万円以上 または概ね3ha以上の面積拡大
人参、さといも、小松菜、ほうれん草、枝豆、キャベツ、はくさい、大根	販売額概ね700万円以上 または概ね5ha以上の面積拡大

4 製造拡大支援対策

(拡充) 農業者と食品・加工企業等が連携し、加工・業務用農産物の産地規模拡大に繋がる製造拡大を支援

【事業内容】 一次加工や商品製造に必要な機械・機材の導入

【要件】 県産原料を使用した製造拡大に必要な機械・機材

○加工原料の出荷量拡大または商品製造量の拡大

○食品・加工企業等と農業者等が加工原料の需給に関する協定を締結すること

○**産地の拡大面積が概ね10ha以上の規模に要する機械導入を対象**

【事業主体】 認定農業者、農地所有適格法人、生産者組織、食品・加工企業、JA 等

【補助率】 **通常枠 県1/2（補助上限額4,000千円）**

(※県直接採択) 貸上げ枠 県2/3（補助上限額5,400千円）

【対象機械の例】



フードスライサー



搾油機



キャベツ
芯抜き機